

論文審査の結果の要旨

氏名：西 海 重 和

博士の専攻分野の名称：博士（総合社会文化）

論文題名：中国の法執行機関等による「海洋権益確保活動」の研究
— 一同活動の特徴、問題点及び背景にある海洋認識等 —

審査委員：(主査) 教授 高 綱 博 文

(副査) 教授 階 戸 照 雄 教授 池 上 清 子

1 本論文の構成

本論文の構成は以下の通りである。

序章 研究への視座

はじめに

第1節 先行研究の現状と評価

第2節 本論文の研究課題と仮説

第3節 研究のアプローチ

第4節 全体の構成

第1章 「海洋権益確保活動」の法・法執行面の変遷及び背後にある中国の論理

はじめに

第1節 法・法執行面から見た中国海洋戦略の変遷

第2節 中国の「海洋権益確保活動」の背景にある戦略

第3節 中国の「海洋権益確保活動」の根底にある理念・思想

おわりに

第2章 中国における島嶼の領有意識及び海域の管轄意識に係る歴史と問題点

はじめに

第1節 先行研究と本研究の問題認識

第2節 「南シナ海＝中国固有の領土・海域」の領有認識の形成過程

第3節 南シナ海全域に拡大後の領有意識の動向と変化

第4節 国際海洋秩序の変化と冷戦終結等による領有意識の拡大と変化

第5節 中国の領有意識の問題点

おわりに

第3章 法執行機関等による「海洋権益確保活動」の決定過程と影響を与える勢力

はじめに

第1節 先行研究と研究課題

第2節 中国の法執行機関等による「海洋権益確保活動」と一般的な法執行活動との比較

第3節 法執行機関等の海上権益活動に係る意思決定プロセス

第4節 「海洋権益確保活動」の方針等の意思決定に係る主要アクター

第5節 国有企業等非公式アクターの意思決定への影響

おわりに

第4章 「海洋権益確保活動」における法執行機関等の役割と問題点

はじめに

第1節 中国の海上法執行機関の歴史、役割及び特徴

第2節 中国の法執行機関及びその活動の各問題点

第3節 海上法執行機関の統合再編がもたらす変化と問題

おわりに

第5章 海洋権益確保のための中国公船等による海洋科学調査等

はじめに

- 第1節 中国公船による侵入・調査の実態
 - 第2節 中国公船による海洋科学調査の問題点と法的措置
 - 第3節 特異行動等に対してとり得る措置
 - 第4節 中国軍艦による通航・調査の問題点と法体系
 - 第5節 とり得る措置と課題
- おわりにーハードパワーに対するソフト規制

第6章 「海洋権益確保活動」としての離島及び周辺海域の維持管理

はじめに

- 第1節 離島の領有権の問題と中国の対応
 - 第2節 新国際海洋秩序における島嶼（離島）の重要性
 - 第3節 中国の離島及び海域の管理の法的枠組みと南シナ海における問題点
- おわりに

第7章 「海洋権益確保活動」による紛争激化の構造的要因及び危機回避の枠組み

はじめに

- 第1節 先行研究と未解明の課題
 - 第2節 南シナ海での主張及び法的根拠並びに取組
 - 第3節 法執行機関の活動に対する危機抑止の法制と制度
- おわりに

終章 結論及び今後解明を進めるべき研究課題

- 第1節 結論
- 第2節 研究史における本研究の位置付け及び意義
- 第3節 今後解明を進めるべき研究課題

付録（参照条文等）

参考文献一覧

2 本論文の概要

本論文は、中国による「海洋権益確保活動」が強硬な背景は何か。そうした方向性はどのように意思決定され、どのような主体・勢力が影響力を持っているかについて考察することを主要な課題としている。第1章及び第2章で背景にある中国側の論理とそれを支えている海洋認識や理念、思想を解明し、第3章及び第4章で意思決定・実行の仕組みや影響力を持つ勢力を検証する。そして研究課題の後半である中国の「海洋権益確保活動」は、何故激化し易く、抑止がきかないのかについては、第5章、第6章及び第7章で解明し、最後に、終章で結論に至るという構成になっている。

第1章では、中国側の論理を支えている海洋史観、領有意識を分析し、さらに、台湾国民党政権による東シナ海と南シナ海の領有権の主張に対する中国の強い対抗意識、外国から海洋権益を回復して統一を実現する唯一の政権であるという政権の正統性思想、革命理念に着目して、強硬姿勢の背景を解明する。

第2章は、中国の領有意識や海域管轄意識は、海洋の経済的利益の増大にあわせて醸成、拡大してきたことを歴史的に検証する。さらに、歴史の客観的検証から、中国は中華民国の承継国と断言できず、中華民国の取組の実績を援用することには問題があり、中国もそれを認識している可能性に着目して、経済的利益の確保と政権の正統性維持が、強硬姿勢の背景の本質であることを検証する。

第3章は、法執行機関による「海洋権益確保活動」に、法執行の本来目的、行動原理（比例原則）から逸脱した活動類型もあることを明らかにした上で、そのような活動の方針決定から実施までのプロセス、意思決定に影響を与えている主体・勢力（アクター）を解明する。意思決定に影響を与えているアクターについては、共産党中央、軍中枢、国務院等の公式のアクターだけでなく、石油、造船、鉄鋼等の国有企業、漁業者・水産物装飾品加工業者、地方政府など、非公式ながら意思決定に影響を与えているアクターも分析する。分析を進めるに当たっては、国務院や党の本来の対外政策部門と軍の軍事外交との関係性（独立性）、法執行機関への影響力も検証する。

第4章は、中国の法執行機関を取り上げ、官僚制特有の予算獲得、組織拡充の欲求が弊害となり、各組織間の連携や役割分担の錯綜、急速な装備の増強、「海洋権益確保活動」の激化し易い傾向につながっている可能性を検証する。

第5章では、法執行機関による「海洋権益確保活動」の一類型である、他国との係争海域等での目的不明の調査活動や徘徊、逆に自国の管轄海域での外国公船による調査への妨害を取り上げ、法執行論や国際法からみた問題点を挙げ、法執行機関による同活動が激化し易い要因の一つであることを検証する。

第6章は、「海洋権益確保活動」の一類型である、法執行機関による離島の領有のための取組みと、排他的経済水域、大陸棚を設定できる島と認知されるための無人離島及びその周辺海域の経済的利活用、管理の取組みを取り上げる。国際法や各国との国際比較から、中国の法執行機関による、無人島への人工物や拠点の建設が、紛争を激化し易くしていることを明らかにする。

第7章では、中国の法執行機関による「海洋権益確保活動」が、周辺国との摩擦や紛争を激化させ易い構造的要因として、国際法上と中国国内法の欠陥、中国の海洋境界交渉の欠陥を明らかにする。また、同活動による不測の衝突や紛争の鎮静化や回避の機能が働かない要因として、軍における国内治安や陸上防衛と海洋との危機意識の優先順位、法執行機関と軍との関係に着目して解明する。

3 本論文の成果と評価

本論文の研究成果を要約すると、以下の4点にまとめることができる。

第1に、一般の評論や報道等で「中国の海洋進出」や「中国の海洋戦略」といった定義の曖昧な用語で取り上げられてきた、中国による海洋権益の獲得・確保を図ろうとする活動について、その活動の種類（外交、軍事、法執行、民間経済活動等）や類型・内容（強制措置、警備、調査・徘徊、特殊工作等）、公式・非公式の主体（党・官・民等）、対象海域、理念・思想的背景の有無等から「海洋権益確保活動」と再定義し、その特質を明らかにしたことである。

第2に、「海洋権益確保活動」の意思決定過程と意思決定の多元化について明らかにしたことである。即ち、基本方針は共産党及び軍の最高幹部（政治局常務委員会と中央軍事委員会）が不定期で決め、通常は国務院と軍の中枢の強力な指導のもとに、取締りの強化対象等の運用方針、軍との役割分担が決められている。さらに、より具体的な運用方針は、国家海洋局や漁業局、その地方統括機関が法規や指針を定めて実行するという複雑な意思決定、実行のプロセス、体系が形成されているが、非公式アクターの存在も無視できない。

第3に、中国の「海洋権益確保活動」が紛争激化を招き易い法制面の構造的問題について究明したことである。係争中の島嶼、海域を自国の領土、領海等とする規定、領海や排他的経済水域内での軍艦、公船の航行制限のみに問題があるのではなく、むしろ紛争激化を招き易い本質は、法規定が曖昧な部分が比較的多いこと、法律より下位の規定で上乘せ規制を課していることといった立法・法体系の未成熟、又は不整合の点に問題があることを明らかにした。

第4に、中国の「海洋権益確保活動」の背後にある中国側の論理、理念及び思想に係る従来の研究が、伝統思想や革命政権の正統性の理念、台湾との関係性に焦点を当てたのに対して、本論文ではそれに国際法、国際関係論の視座から批判を加え、歴史的事実から中国の「領有意識」、「海洋の管轄意識」に新たな焦点をあてたことも成果の一つである。

本論文は、中国の「海洋権益確保活動」を総合的・体系的に考察しようとした研究として高く評価できる。ただ、難点があるとすれば、本論文が究明しようとする中国の「海洋権益確保活動」に

関する情報は中国の国益と密接に係り基本的に非公開のものが多く、そのため本論文が依拠する資料は二次資料が中心であることである。そのため、本論文を支える実証的根拠としてのエビデンスに限界があるが、この問題の解決は今後の課題であると思料する。

よって本論文は、博士（総合社会文化）の学位を授与されるに値するものと認められる。

以 上

平成27年1月31日